

諮問庁：国立研究開発法人国立循環器病研究センター

諮問日：平成28年3月22日（平成28年（独情）諮問第30号）

答申日：平成28年7月22日（平成28年度（独情）答申第19号）

事件名：特定診療録に記載の「協議」の記録の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定年月Aに開示を受けた診療録の特定頁に記載された「協議」の記録（患者名：特定個人）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月2日付け国循セン発総第16020201号により国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 異議申立人は、特定個人に係る診療録の特定頁に記載されている「協議」の記録を開示請求したが、処分庁は「「協議」にかかる文書は作成されておらず、当該文書自体存在しないため」として、開示しないことを決定し通知した（付属証拠（1））。

イ しかし、当該「協議」は、特定年B当時、異議申立人が担当医（特定診療科の特定医師）に医師法違反の申出をしたことに対して、同医師が病院長及び特定医事専門官と協議したうえで、医師法違反の有無を判断しているため、協議記録の文書が存在しないことはあり得ない。

また、「協議」がなされた特定年B当時、厚生労働省直轄の施設等機関であった旧国立循環器病センターが、医師法違反の申出に対して、病院長、医事専門官及び担当医師が協議しておきながら、協議記録の文書が作成されていないこと自体が、国立機関における文書

管理上、不手際があり不自然である。

ウ 以上より、センターは当該「協議」にかかる記録を隠蔽しているものと推認され、法に違反しているため、異議を申し立てる。

(付属証拠は省略する。)

## (2) 意見書

### ア 諮問庁の不開示理由

(ア) 諮問庁が法人文書の不開示理由として、理由説明書(下記第3)において、次の4点をあげている。

(異議申立人の個人情報保護の観点から、①ないし③の記載を省略する。)

④ 上記により当該「協議」については診療録(開示済)に記載があるものの、会議等ではなくあくまで関係者間で口頭相談を行ったという意味合いにおける「協議」であり文書記録としては、そもそも作成していないものと考えられる。なお、今回の開示請求を受け当該関連文書が無いか確認したものの、見つからない点も追記する。

(イ) しかし、上記の理由説明書に虚偽があるので、それぞれに対して、次のイで反論する。

### イ 諮問庁の不開示理由に対する反論

(ア) 不開示理由①について

(異議申立人の個人情報保護の観点から、記載を省略する。)

(イ) 不開示理由②について

(異議申立人の個人情報保護の観点から、記載を省略する。)

(ウ) 不開示理由③について

(異議申立人の個人情報保護の観点から、記載を省略する。)

(エ) 不開示理由④について

A 諮問庁は、「当該「協議」については診療録(開示済)に記載があるものの、会議等ではなくあくまで関係者間で口頭相談を行ったという意味合いにおける「協議」であり文書記録としては、そもそも作成していないものと考えられる。」などとして、あたかも、「協議ではなく相談」として協議の重大性を矮小化しようとしている。

B しかし、当該協議は、異議申立人から医療事故及び医師法違反の申出に対して、病院長、医事専門官及び主治医が協議して結論を得たものであるから、その協議記録が存在するはずである。

C また、「協議」がなされた特定年B当時、厚生労働省の直轄機関であった旧国立循環器病センターが、医療事故等の申出に対して、病院トップの病院長、医事専門官及び主治医が協議して

おきながら、協議記録の文書が作成されていないことは、国立機関の文書管理上、不手際があり、かつ、不自然である。

D よって、諮問庁の不開示理由④は、事実と異なり、かつ、事実を矮小化するものであるため、認められない。

#### (オ) 結論

以上のとおり、諮問庁は、診療録の「協議」記録を隠蔽しているに相違ない。その理由は、「協議」記録には、異議申立人に知られては困る事実記載がされているためと推量できる。したがって、諮問庁の不開示理由は正当な理由とならないため、異議申立人が開示請求した協議記録の情報は、個人情報保護法の開示請求の対象文書であるので、速やかに開示されるべきものである。

よって、行政不服審査法40条に基づき、法人文書不開示決定の全部を取消す旨の裁決を求める。

(意見書の資料は省略する。)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

今回の異議申立てを受け、不開示とした点につき、以下の理由によりその決定に誤りはないものと考えている。

1 開示請求を求められた法人文書については、次の経緯があった。

(経緯の記載は省略する。)

2 上記により当該「協議」については診療録(開示済)に記載があるものの、会議等ではなくあくまで関係者間で口頭による相談を行ったという意味合いにおける「協議」であり、文書記録としては、そもそも作成していないものと考えられる。なお、今回の開示請求を受け当該関連文書が無いか確認したものの、見つかっていない点も追記する。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月22日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月2日     | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同月30日      | 審議            |
| ⑤ 同年7月20日    | 審議            |

### 第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書を隠蔽している等として、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、検討する。

## 2 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、特定の個人の氏名を明示し、当該個人がセンター病院において診療を受けていたことを前提として、当該個人の診療録の記載に関する文書（本件対象文書）について、法に基づき開示することを求めるものである。

本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人がセンター病院において診療を受けていたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、開示請求書で明示された特定の個人を識別できる情報と認められ、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も存しない。

したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書を保有していないとして不開示としたことは、結論において妥当とせざるを得ない。

## 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋